

記入のしかた

- 【現在】の本社所在地が異なっている場合は、二重線で消し、訂正してください。枠内に入らない場合は、枠外に記入してください。
- ご回答いただいた内容について、確認のご連絡をさせていただくことがありますので、記入者の氏名、部署名、電話番号を記入してください。

東京都千代田区霞が関2-1-3



所在地	東京都新宿区西新宿		
フリガナ	コクド タロウ	部署名	経理部 経理課
記入者氏名	国土 太郎	電話番号	03-0987-6542 (内線: 12345)

I 貴法人について

1 法人の名称及び法人番号

- 法人番号は、国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) でも確認できます。

2 法人の本所・本社・本店の所在する都道府県

- 商業登記簿上と実際の本社の所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有している事業所が所在する都道府県を記入してください。

5 業種

- 業種名及び業種コードは、8ページの業種分類表を参照してください。

7 支所・支社・支店の数

- 以下については、支所・支社・支店の数に含めません。
 - 海外にある支所・支社・支店、子会社などのグループ企業の事業所
 - フランチャイズ方式の加盟店など、経営者が本部の経営者と別の場合
 - 百貨店やスーパーマーケットの中にある消化仕入をしている売場
 - ATMやコインランドリーなどの無人の店舗、ボランティアなど、無給の従業者のみで事業を行っている場合、建築現場や建設業における現場事務所など

I 貴法人について (2024年1月1日現在)

「回答のしかた」P3 を参照ください

1 法人の名称及び法人番号 ●名称が異なっている場合は訂正してください。 ●法人番号が異なっている場合は訂正してください。	フリガナ コクドコウツウデンキ 法人の名称 国土交通電気(株) 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
2 法人の本所・本社・本店の所在する都道府県 ●所在地が異なっている場合は訂正してください。	東京都
3 組織形態 ●組織形態が異なっている場合は訂正してください。 ●「その他」には、独立行政法人、公社、社団法人、財団法人、信用金庫、共済組合等が含まれます。	1. 株式会社・有限会社 2. 合名会社・合資会社 3. 合同会社 4. 相互会社 5. 社会福祉法人 6. 学校法人 7. 医療法人 8. 宗教法人 9. 各種協同組合 10. その他 該当番号 1
4 資本金、出資金又は基金の額 ●「③組織形態」が1~4の場合には、資本金、出資金又は基金の額を記入してください。	兆 千億 百億 1 十億 億 千万 百万 十万 万 0 0 0 0 円 万円
5 業種 ●業種コードと業種名を記入してください。	業種コード 1 9 2 2 業種名 電気機械器具製造業 電気業
6 常用雇用者数 ●貴法人全体の常用雇用者数を選択してください。 (無期雇用契約及び1ヶ月以上の有期雇用契約の者)	1. 4人以下 2. 5~9人 3. 10~19人 4. 20~29人 5. 30~49人 6. 50~99人 7. 100~299人 8. 300~999人 9. 1,000~1,999人 10. 2,000~4,999人 11. 5,000人以上 該当番号 8
7 支所・支社・支店の数 ●当てはまる番号を○で囲み、支所・支社・支店の数を記入してください。	支所・支社・支店が ①ある → ②ない 千 百 十 一 9 箇所

8 土地の所有の有無

土地の所有の有無

- ・最近取得した土地で、2024年1月1日時点で登記が済んでいない場合や、分割払いなどで支払が完了していない場合も、貴法人所有の土地とします。
- ・貴法人名義(共有名義の場合も含みます)の土地のみが対象で、借地権や関連会社名義、経営者個人及びその家族の名義、役員個人名義の土地は含みません。
- ・信託により所有権を他者に移転していても受益権を移転していない土地(信託受益権を有している土地)は、貴法人所有の土地となります。言い換れば、所有権を有していても信託受益権を持たない土地は、所有していないことになります。
- ・不動産登記簿や固定資産課税台帳等を参考に記入してください。なお、固定資産課税台帳には非課税地は掲載されませんが、本調査では非課税地も含めて記入してください。
- ・法人土地・建物基本調査などで、「土地を所有している」と回答いただいた法人は、事前に印字しています。2024年1月1日現在の土地の所有状況が異なる場合は二重線で消し、訂正してください。

全土地の合計面積

- ・所有する全土地の合計面積は、貴法人の持分を記入してください。その際、①現況の面積、②森林簿(林地)、③固定資産課税台帳、④不動産登記簿の優先順位に従って記入してください。
- ・単位は、「**千m²**」を用いてください。**m²**で管理されていない場合は、1反=992m²、1坪=3.3m²などで換算してください。千m²に満たない部分を四捨五入した結果、面積が0千m²となる場合は、「0」と記入してください。なお、面積に該当がない場合は、「空白」のままとし、「0」は記入しないでください。

資産区分

- ・**事業用資産**とは、貴法人の事業のために必要な自社用、事業所用、工場用、賃貸用土地のほか、社宅、福利厚生施設用の土地等、有形固定資産としての土地が該当します。
- ・**棚卸資産**とは、他者への売却を目的として所有している土地を指し、例えば、不動産取引業による商品としての土地や投資用マンションの敷地等を指します。

未利用地

- ・未利用地とは、事業用資産においては、空き地など事業として使用していない土地、又は現況が本来の目的に使用していない土地をいいます。棚卸資産においては、現況が本来の目的になっていない土地(例:宅地造成を行い分譲する予定の土地が宅地造成未着工となっている土地)をいいます。既に建設工事や法令等に関する各種手続きを行っている場合、農地(耕作放棄地)、林地(伐採跡地)は除きます。
- ・事務所用地として取得したが、すぐに建設する必要がないので、とりあえず駐車場や資材置き場として利用している場合
- ・建売住宅を建設し売却するために土地を購入したが、いまだに建設に取りかかっていない場合
- ・未利用地であるか否かは、区画単位(7ページ**13**を参照)で判断してください。

▼ 事業用資産の土地120,000m²、棚卸資産の土地15,000m²を所有している場合の記載例

8 土地の所有の有無		1 土地を所有している		2 土地を所有していない	
●2024年1月1日現在の土地の所有の有無を○で囲んでください。信託されている土地についてはその土地の信託受益権を有している法人が所有しているものとします。		十億	億	千万	百万
●土地を所有している場合は、所有する全土地の合計面積を事業用資産と棚卸資産に分けて 千m²単位 で記入してください。			2	0	千 m ²
	うち未利用地	十億	億	千万	百万
	棚卸資産	十億	億	千万	百万
	うち未利用地	十億	億	千万	百万

売買以外による土地の移動状況について

9 売買以外による土地の移動の有無

- ・合併、相続、寄付、交換、換地、競売による競落、造成等の要因で土地の面積(持分)の変動があった場合にその増分、減分それに主な理由と変動面積をm²単位で記入してください。
- ・合併等による信託受益権の移動はここに含めてください。ただし、信託受益権の売買は含めず、13に含めてください。

▼ 合併による土地の取得1,200m²、相続による取得300m²の場合の記載例

9 売買以外による土地の移動の有無

- 当てはまる番号を○で囲んでください。
- 2023年1月1日から2023年12月31日までの間の売買以外による土地の移動の有無及び増分・減分の主な理由と面積をm²単位で記入してください。

① 売買以外による土地の移動がある(合併、相続、寄付等)

●増分 (主な理由: 合併)(面積: 1,500 m²)
●減分 (主な理由:)(面積:)

② 売買以外による土地の移動はない

IV 土地の売買状況について

- 調査票の記入欄に示す売買した土地ごとに10～12について記入してください。
- 所有権移転登記情報をもとに、2023年1年間に貴法人が購入した土地、売却した土地それぞれ最大10件について、所在地、面積、地目を印字しております。面積は、貴法人が購入・売却した持分について、小数点以下を四捨五入した整数で印字しております。

10 資産区分

4ページ 8 参照

11 土地の状況

- ・登記上の地目によらず、11ページの土地の状況分類表を参考に、売買した時点での状況に当てはまる番号を一つ記入してください。

●下の欄に示す売買した土地ごとに 10 ~ 12 を記入してください。所在地、面積、地目は所有権移転登記情報をもとに印字しております。

10 資産区分

●売買した土地が事業用資産であるか、棚卸資産であるか、選択してください。

1. 事業用資産
2. 棚卸資産

11 土地の状況

●売買した時点での土地の状況を選択してください。

1. 事務所等の利用可能な建物が建っていた
2. 廃屋が建っていた
3. 駐車場
4. 資材置場
5. 空き地
6. 農地
7. 林地
8. その他

12 目的

●購入目的は以下から選択してください。

1. 事務所、店舗(の用地)を購入
2. 工場、倉庫(の用地)を購入
3. 福利厚生施設(の用地)を購入
4. 資材置場、駐車場を購入
5. レジャー用地を購入
6. 住宅(の用地)を購入
7. 賃貸住宅(の用地)を購入
8. 上記以外の用途に充てるため購入
9. 規模拡大のため購入
(利用目的未定)
10. 土地投資のため購入

●売却目的は以下から選択してください。

1. 自己が造成した住宅地(更地)の売却
2. 自己が建築した建売住宅(用地)の売却
3. 自己が建築したマンション(用地)の売却
4. 1~3以外の販売用土地の売却
5. 事業規模拡大・改善用資金を得るため売却
6. 営業用資金を得るため売却
7. 借入金の返済に充てるため売却
8. 投資目的保有土地の売却
9. 8以外の時価評価に伴う売却
10. 公共用地となるため売却
11. 上記以外の目的のため売却

購入した土地	所在地	東京都千代田区霞が関二丁目1番3	面積	270 m ²	地目	宅地など	区資分産	1	状土地況の 状土地況	1	目購入	1
2	所在地	東京都目黒区上目黒二丁目19番15	面積	1,050 m ²	地目	宅地など	区資分産	2	状土地況の 状土地況	2	目購入	4
3	所在地	秋田県秋田市山王四丁目1番1	面積	2,400 m ²	地目	田畠	区資分産	1	状土地況の 状土地況	6	目購入	8
4	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目購入	
5	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目購入	
6	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目購入	
7	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目購入	
8	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目購入	
9	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目購入	
10	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目購入	

売却した土地	所在地	大阪府大阪市中央区大手前一丁目5番44	面積	1,236 m ²	地目	宅地など	区資分産	1	状土地況の 状土地況	5	目売的却	10
2	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目売的却	
3	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目売的却	
4	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目売的却	
5	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目売的却	
6	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目売的却	
7	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目売的却	
8	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目売的却	
9	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目売的却	
10	所在地		面積	m ²	地目		区資分産		状土地況の 状土地況		目売的却	

13 1年間に購入・売却した土地の面積、帳簿価格及び売買区画数

購入・売却した土地の面積

- 貴法人が購入・売却した持分を千m²単位で記入してください。
- 面積を1a、坪、反などm²以外の単位で把握されている場合は、m²単位に換算してから百m²単位の位を四捨五入してください。
- 千m²に満たない部分を四捨五入した結果、面積が0千m²となる場合は、「0」と記入してください。なお、面積に該当がない場合は、「空白」のままとし、「0」は記入しないでください。

購入・売却した土地の帳簿価格

- 購入・売却した土地の帳簿上の価格を記入してください。百万円単位で記入してください。
- 売買価格ではありません。分譲マンションなど区分所有建物を売買したときも、土地価格のみを記入してください。
- 百万円に満たない部分を四捨五入した結果、帳簿価格が0百万円となる場合は、「0」と記入してください。なお、帳簿価格に該当がない場合は、「空白」のままとし、「0」は記入しないでください。

売買区画数

- 区画とは、同一用途で使用している又は使用予定のまとまった土地をいいます。
- 売買する土地に建物(事務所、住宅、工場など)を建て、その建物を自ら使用している(使用予定の)場合には、その全体を「1区画の土地」とします。
- 共同ビル、分譲マンションなどの敷地は、1棟の敷地を「1区画の土地」とします。
- 複数の利用用途からなる一団の土地が一体として利用されており、かつ、別個のものとして分割できない場合には、その一団の土地として取りまとめることとし、「1区画の土地」とします。
(例:商業施設とその駐車場、ゴルフ場とクラブハウス・駐車場など)
- この場合、「1区画の土地」は必ずしも1筆の土地とは限らず、2筆以上の土地からなる場合もあります。また、1筆の土地が「2区画以上の土地」として利用される場合もあります。

事業用資産	購入した土地						売却した土地					
	面積	千m ²	価帳 格簿	百万円	区画数	面積	千m ²	価帳 格簿	百万円	区画数	面積	
うち所有権は有しないが信託受益権を有する土地	面積	千m ²	価帳 格簿	百万円	区画数	面積	千m ²	価帳 格簿	百万円	区画数	面積	
棚卸資産	面積	千m ²	価帳 格簿	百万円	区画数	面積	千m ²	価帳 格簿	百万円	区画数	面積	
うち所有権は有しないが信託受益権を有する土地	面積	千m ²	価帳 格簿	百万円	区画数	面積	千m ²	価帳 格簿	百万円	区画数	面積	

業種分類表

業種コード	業種名	該当する事業の種類
01	農業	耕種農業(きのこ類の栽培を含む)、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業
02	林業	育林業、素材生産業、特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)、林業サービス業、その他の林業
03	漁業	海面漁業、内水面漁業
		海面養殖業、内水面養殖業
04	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)、その他の鉱業
05	総合工事業	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
06	その他の建設業	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、 石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、 床・内装工事業、その他の職別工事業
		電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、その他の設備工事業
07	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、 調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、 その他の食料品製造業
		清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
08	繊維工業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、 綱・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業、下着類製造業、 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業
09	木材・木製品製造業 (家具を除く)	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業(竹、とうを含む)、 その他の木製品製造業(竹、とうを含む)
10	パルプ・紙・紙加工品 製造業	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
11	印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
12	化学工業	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業
13	石油製品・石炭製品 製造業	石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業、舗装材料製造業、 その他の石油製品・石炭製品製造業
14	窯業・土石製品 製造業	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、建設用粘土製品製造業、 陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、 骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業
15	鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、 その他の鉄鋼業
16	非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製鍊・精製業、非鉄金属第2次製鍊・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)、 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、 その他の非鉄金属製造業
17	金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、 暖房・調理等装置・配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)、 金属素形材製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)、金属線製品製造業、 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業
18	はん用・生産用・業務用 機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、 その他のはん用機械・同部分品製造業

業種コード	業種名	該当する事業の種類
18	はん用・生産用・業務用機械器具製造業	農業用機械製造業(農業用器具を除く)、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業 事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業
19	電気機械器具製造業	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
20	輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業
21	その他の製造業	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)、その他のプラスチック製品製造業 タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業 なめし革製造業、工業用革製品製造業、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業 貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業
22	電気業	電気業
23	ガス業、熱供給業、水道業	ガス業 熱供給業 上水道業、工業用水道業、下水道業
24	通信業、情報サービス業、インターネット附随サービス業	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 インターネット附隨サービス業
25	放送業、映像・音声・文字情報制作業	公共放送業、民間放送業、有線放送業 映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
26	鉄道業	鉄道業
27	道路旅客運送業、道路貨物運送業	一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業
28	その他の運輸業、郵便業	外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業 航空運送業、航空機使用業 倉庫業、冷蔵倉庫業 港湾運送業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業 郵便業(信書便事業を含む)
29	卸売業	各種商品卸売業 繊維品卸売業、衣服卸売業、身の回り品卸売業 農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業 建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業 産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業

業種コード	業種名	該当する事業の種類
30	小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業
		呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
		各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、 その他の飲食料品小売業
		自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業
		家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、 書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、 他に分類されない小売業
		通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業
31	金融業	中央銀行、銀行
		中小企業等金融業、農林水産金融業
		貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関
		金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業
32	保険業	補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業
		生命保険業、損害保険業、共済事業、少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
33	不動産業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業、仲介業
		不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
34	物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、 スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業
		自然科学研究所、人文・社会科学研究所
35	学術研究、専門・技術 サービス業	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、 公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、 経営コンサルタント業、純粹持株会社、その他の専門サービス業
		広告業
		獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、 その他の技術サービス業
		旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
36	宿泊業	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、 ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店
		持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
37	飲食サービス業	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業
		旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、 他に分類されない生活関連サービス業
38	生活関連サービス業	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、 遊戯場、その他の娯楽業
		幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、 各種学校、学校教育支援機関
39	娯楽業	社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業
		病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業
40	教育、学習支援業	保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
		社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
41	医療業、保健衛生	郵便局、郵便局受託業
		農林水産業協同組合(他に分類されないもの)、事業協同組合(他に分類されないもの)
42	社会保険・社会福祉・ 介護事業	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
		自動車整備業
43	複合サービス事業	機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
		職業紹介業、労働者派遣業
44	廃棄物処理業	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
		神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教
45	自動車整備業、 機械等修理業	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体
		集会場、と畜場、他に分類されないサービス業(中央卸売市場、地方卸売市場)
46	その他の事業サー 비스業	- 10 -
		宗教
47	宗教	その他のサービス業
48	その他のサービス業	

土地の状況分類表

- 各項目には、当該項目に含まれる土地の状況の説明と主な内容を例示しています。
- 当該項目に含まれるのは○印の記号で、他の項目に含まれるのは×印の記号で示しています。
- ×印で掲げた例に続く[]内の番号は、その例の本来の分類を示しています。
- 売買時点では、一時的に利用されていないが、利用しようとなれば利用できるものは、その施設等の目的に応じて分類します。将来にわたっても利用される見込みがなかった建物が建っていた場合は、「②廃屋が建っていた」に分類します。将来にわたっても利用される見込みがなかった土地は、「⑤空き地」に分類します。ただし、売買時点で造成中、建築中にあったものは、その施設等の目的に応じて分類します。

土地の状況	具体例
①事務所等の利用可能な建物が建っていた	主として建物を建てて利用していた土地、用途が決まっていない建物の敷地 ○ 事務所、店舗、工場、倉庫、住宅、福利厚生施設、ホテル・旅館、文教用施設、医療・福祉施設、ビル型駐車場、体育館、ゴルフ練習場、変電所、駅舎、一時的な空き店舗、一時的な空き家 × 廃屋、廃工場[②]、屋外駐車場[③]、野積み場[④]、道路、墓地、自動車教習所[⑧]
②廃屋が建っていた	売買時点で利用されておらず、腐朽等により利用できない、取り壊すことになっていた等、将来も利用される見込みがなかった建物の敷地 ○ 廃屋、特定空き家、廃倉庫、廃工場 × 一時的な空き店舗、一時的な空き家[①]
③駐車場	主として建物を建てずに駐車場に利用している土地 ○ 屋外駐車場、屋外駐輪場 × ビル型駐車場[①]
④資材置場	主として建物を建てずに資材置場として利用している土地 ○ 野積み場、用材置場、残土置場、消防用地 × 倉庫[①]
⑤空き地	売買時点で利用されておらず、将来も利用される見込みがなかった土地 ○ 空き地、未着工の建設予定地 × 建築中で用途が未定の建物の敷地[①]、造成中で用途未定の土地、原野[⑧]
⑥農地	耕作の目的に供される田、樹園地、畑及び飼料用や肥料用のための採草又は家畜の放牧のために供される採草放牧地等で、肥培管理を行って作物を栽培している土地(現在は耕作されていても客観的に見て耕作しようとすればいつでも耕作できるような土地を含む) ○ 田、果樹園、畑、肥培管理を行っている採草放牧地、休耕地 × 家庭菜園、肥培管理を行っていない採草放牧地[⑧]
⑦林地	木竹が集団して育成している土地及び用材、薪炭材、竹林、その他の林産物を集団的に生育させるために用いている土地 ○ 用材林、薪炭林、竹林 × 果樹園[⑥]、庭園、採石場[⑧]
⑧その他	グラウンド、ゴルフ場、スキー場、キャンプ場、公園、水路、文教用地、宗教用地、取水場、用水路、排水路、道路、墓地、原野など